

小田原市人権施策推進委員会（第3回） 会議録

■日 時 平成24年10月29日（月） 午後1時30分～午後4時10分

■会 場 小田原市役所本庁舎 4階 第3委員会室

■出席者

委 員：吉田委員長、工藤副委員長、小澤委員、三宮委員、畠山委員、廣井委員、
二見委員、三浦委員（欠席：相原委員、松木委員）

事務局：荻谷課長、菊地係長、久保寺主査、
隅田課長（子育て政策課）、秋澤副課長（子育て政策課）、
浅野青少年相談係長（青少年課）、市川指導主事（教育指導課）

■傍聴者 0人

■会議内容

報告事項

事務局（荻谷課長）（報告）

本日は8名が出席しており、委員が2分の1以上出席していることから推進委員会設置要綱第7条の規定により会議が成立したと、平成24年4月1日の人事異動により前任の佐藤委員から横浜地方法務局は相原澄男委員となったが、本日は公務のため欠席であることと、本日の配布資料の3点について報告。

議題（1）前回の質問、要望に対する回答について

事務局（荻谷課長）（資料1をもとに説明）

質問1については、別紙として防災対策課から回答をもらった。防災行政無線については、音が空气中に伝わるものなので、天候や風向きにより聞き取りにくいということがある。そのため、市ではテレホンサービス、防災メール、テレビ、FM おだわら、市のHP、緊急速報メール、広報車などの手段を用いて情報提供をしている。

また、昨年度、職員による音達調査等を行い、その結果をもとに、本年度、5か所に防災無線の増設を予定しているとのことである。

質問2については、議題（3）で所管課より説明する。

質問3については、現在、災害時用語の多言語化事業ということで、来年度、新規事業として予算要求中である。行政や自主防災組織等が災害時に情報を外国人にも適切に伝えられるよう、災害時用語の多言語化を図ろうとする事業であり、そのための用語の選定、配布先、配布方法など避難所運営スタッフや自主防災組織等関係機関で共有することを検討している。

質問4については、市民も対象としている「人権を考える講演会（11月19日）」の開催、また、人権団体主催の各種人権研修に多くの職員を派遣している。（※前回会議と重複する回答は省略）

質問5については、法令の制定時や人権週間などの時期にあわせて、図書館で人権コーナーを設置し、資料の紹介、貸し出しなどを検討するよう要望していく。

質問6については、24年度は、女性の人権に絞り、男女共同参画についての行動目標を各課に立てさせ報告させた。人権施策の取組目標については25年度に向けて考えたいと思っている。

質問7については、今後の課題として検討させていただきたい。

質問8については、基本計画の策定は考えている。現在は各課の基本計画をもとに推進委員会で進捗管理を行っている。今後、分野別施策の検討が一巡してから指針の見直しも含めて指針の改定、基本計画の策定、推進委員会の進行管理という順序で進めていく考えである。

質問9については、男女共同参画社会の推進が優先課題と考え、24年度「男女共同参画の視点にたった行動目標」を各課に立てさせた。25年度については質問6のとおり、基本計画については質問8のとおりである。

畠山委員（質問）

質問3の事業についての所管課は防災対策課ではないのか。外国人というと災害時だけではなく、医者にかかる時や市の広報が読めないとか、外国人だけでなく、目が見えない人は点字、テープに起こして渡すとか、災害時でも病院でも人権だからといって、なんでもかんでも人権・男女共同参画課が実施するのではなく、所管に指令を出すのが人権・男女共同参画課の役割ではないか。

事務局（苅谷課長）（回答）

職員数も限られているため、人権・男女共同参画課ですべてを実施するのは難しい。この事業に関しては、予算のとりまとめは人権・男女共同参画課で実施しており、外国籍市

民の支援の担当課となっているが、防災対策課とも連携をとりながら進めていく予定である。医療関係については、県、市町村、民間、NPO 法人、医療機関、医師会が共同運営をし、市立病院でも取り組まれている。

畠山委員（質問）

翻訳ボランティア登録も人権・男女共同参画課で実施しているのか。

事務局（荻谷課長）（回答）

そのとおり、平成23年度より文化政策課から移管された。

吉田委員（質問）

質問1では外国籍への対応を質問しているが、直接的な回答がない。住民台帳にも掲載されるようになったので、外国籍市民だけ除外してどこかが管轄することではもはやない。防災対策課やその他の課も含め、市としてどのような方針を持っているのか。

事務局（荻谷課長）（回答）

質問1については、想定される課題でもあったので、防災対策課には早急に具体的に検討するよう提案しておく。畠山委員からいただいた要望については今後の課題として検討していかなくてはならないと考えている。防災についても市内の中で連携していかなくてはならない重要な課題であるので働きかけをしていきたい。

畠山委員（意見）

このまま翻訳ボランティア登録を人権・男女共同参画課で実施するのであれば、FM おだわらで、外国語でテープを流す業務は人権・男女共同参画課の担当になるのではないか。

事務局（菊地係長）（回答）

3月11日の大震災後、「いろはの会」と「OIFA（オイファ）」という外国籍支援のNPOと防災無線についてヒアリングを実施したが、外国籍の人から「聞こえない」という話はほとんどなかった。理由は、外国籍市民は結婚して日本に来た人が多く、アジア系のグループを持っている。震災時は夫など家族や同じ言語の団体により混乱はなかった。しかし、畠山委員のお話はごもつともなので、今後の課題として検討したいと考えている。実際、外国籍市民は全体1%で、母数が少ないため、防災対策課では取り組みの対象として優先順位が必ずしも高くない部分があるので、人権・男女共同参画課としても働きかけをしていきたい。

議題（２）小田原市における人権施策の取組状況について

事務局（荻谷課長）（資料２をもとに説明）

24年度の新規事業はなく、事業数は177事業で対象事業の所管課は24課である。「子どもの人権」については13事業あり、のちほど所管課より説明させていただく。ここではそれ以外の取組事業を一部紹介させていただきたい。

No5については、男女共同参画セミナーの公開講座として職員課と共催で実施している。市民のほか、市職員、県西部の行政職員を対象に実施している。24年度は「男性学」をテーマに講演会を実施し、新しい視点で男女共同参画についてのお話を伺うことができた。

No9、10については、図書館においてDVD等の視聴覚資料も館外貸出を実施することとなり、また、人権をテーマとした映画会を開催するなど積極的に人権教育・啓発の推進を図っている。

No35 までの人権教育・啓発の推進については、24年度も引き続き、人権週間にあわせて、パネル展の開催、小中学生を対象とした人権ポスターや人権作文コンテストの開催、街頭広報など、人権擁護委員と共同し、人権教育・啓発に取り組んでいる。また、職員研修では、新採用時における人権研修のほか、先ほど紹介したとおり、テーマを設定して広く職員を対象に講演会を実施するほか、セクハラ・パワハラ防止ガイドラインを策定し、意識啓発を図っている。

No36 から 58 の相談・支援の充実については、各分野の所管に相談窓口を設置し、それぞれ相談に応じ、必要な情報提供、助言をして対応している。

高齢者については、成年後見制度利用支援事業や高齢者虐待防止ネットワーク事業など、引き続き継続し、高齢者の権利擁護、虐待防止に努めている。また安心して快適に歩くことができる歩道の整備も計画的に進めている。

障がい者についても、相談・支援事業の充実を図るとともに、社会参加と就労促進のための各種事業を引き続き実施していく。

外国籍住民の支援については、通訳・翻訳ボランティアの登録者も80名をこえ、通訳言語数も14となった。依頼件数が少なく、活躍の場が少ない状況であるが、今後イベントなど外国人が集客するようなところで、活躍の場が提供できるようなしくみなど検討していくことが必要であると考えている。

医療通訳派遣システム事業については、外国籍住民の患者が安心して受診できるよう、行政が医師会、病院協会、歯科医師会及び薬剤師会の協力のもと、民間と協働して、県内

医療機関からの依頼を受け、医療通訳ボランティアを派遣する事業であるが、県、市町村、民間、NPO 法人、医療機関が共同運営で取り組んでいる。

東日本大震災の教訓から、災害対応の重点課題として女性の視点と同様、外国籍住民の支援が喫緊の課題となっている。昨年の地域防災計画の見直しに際しては、最重要課題ということで、計画に具体的なところまで盛り込んだが、一自治体では対応が難しい災害対応について、特に外国籍住民の支援について県内市町村で研究に取り組み始めた。今後、その研究結果を踏まえ、具体的な取り組みをしていきたい。

二見委員（意見）

加害者の対応についての具体策が掲載されていない。被害者の救済策だけが取り込まれており、交通違反であれば警察では加害者に対し厳しい対応をしていたり、いじめた側の対応についても、カナダではいじめた生徒用に別の学校を創設し、訓練を受けるという対応がとられている。人権施策について1歩進んだ対応が必要であると思う。

No112 の手話通訳の派遣については、病院を利用するなど、急に対応を要する場合は無理だといわれており、そういう場合の対応を考えていくべきである。

事務局（荻谷課長）（回答）

障がい者の件については所管に確認させていただく。加害者については、DV について前回も副委員長から質問があったが、人権・男女共同参画課では女性相談員を配置しており、女性の被害者の対応はしているが、加害者については、一般相談で対応できなければ、神奈川人権センターで対応してもらっている。

事務局（菊地係長）（回答）

加害者については、「犯罪被害者等の人権」ということで指針の中でも取り上げており、被害者については神奈川県では条例をつくり、力を入れているが、市としては地域安全課の所管となっている。犯罪加害者については、保護司会、更生保護女性会、BBS 会という法務省の管轄である3つの団体があり、支援をしながら力をあわせ、地域の安全安心を進めている。

No170 社会を明るくする運動というのがあるが、犯罪のない安心安全なまちをつくるために不幸にして罪を犯してしまった人や、立ち直りに関して、3つの団体と力を合わせて取り組んでいる。

また、小学校区、中学校区ではミニ集会を実施しており、昨年は5000人が参加し、非行やいじめについて話し合ってもらっている。さらに廣井委員においては、人権擁護委員として小学校などでいじめについてビデオをもとに啓発活動をしてもらっている。いずれに

しても地域の力が必要であり、3団体と協力しながら進めていきたいと考えている。

二見委員（意見）

いろいろな事件が毎日起きており、陰湿なことも多く、警察に相談しても相手にしてくれないとか、大事に至る前に相談をしているが適切な手だてがない。虐待に関して、加害者にルールに従った手だてが必要と感じる。

事務局（荻谷課長）（回答）

障がい者のことを指していると思われるが、「障がい者の人権」は来年度の対象になるので所管から回答してもらおう。子どものいじめについては議題（3）で回答する。

工藤副委員長（質問）

取り組み状況について昨年もこのような形で報告してもらっているが、現状はこうであるが、来年はこうしたほうが良いということを話し合う場はあるのか。

事務局（荻谷課長）（回答）

課長級を対象とした庁内連絡会という組織がある。ここ1年ぐらい実施していないが、指針の策定委員会時に指針について周知、報告をした経緯がある。その組織の中で周知することは可能である。ただ、組織の運営の仕方については検討する必要がある。

工藤副委員長（意見）

人権施策の推進という観点から、人権・男女共同参画課がリーダーシップをとり、人権支援がこうなっているということを浸透させ、人権についての1つの目標をたてさせて、来年度にどう具体化させていくかを考えてほしい。

畠山委員（意見）

その場で、外国籍問題を取り上げてほしい。なぜ人権・男女共同参画課が担当なのか、就学については教育委員会、病気は病院が担当している。事務分担の仕分けに何かコンセプトがあればよいが、カッコいいところだけが文化政策課の担当になっている。外国籍だけ特別扱いしていると言われたら市はどう回答するのか。

事務局（荻谷課長）（回答）

外国籍についての事務分担の棲み分けは難しく、他市町村でも様々な組織が担当している。

畠山委員（意見）

1人増員になったからといって、外国籍の事務を引き受けていたら、何人ひとがいても足りない。人権・男女共同参画課は人権のコントロールタワーになるべきであり、外国籍は戻すべきではないか。

吉田委員長（意見）

工藤副委員長は、施策の実施状況を把握し、各課へのフィードバックをすべきだと述べており、畠山委員は、この課は統括としての機能を果たすべきと述べている。人権・男女共同参画課としてのあり方を確立すべきであり、委員会として興味を抱いている。

事務局（荻谷課長）（回答）

人権施策としてのコントロールタワーであることは承知しているし、男女共同参画課としての事業もある。それ以外の外国籍、更生保護、相談事業は平成23年度の機構改革により当課の業務となり、便宜的に対応せざるをえないのが現況である。その事業も含めると人員が足りていない。

吉田委員長（意見）

議題（1）質問8で基本計画の策定を先送りしているような回答であったが、一巡してからではなく、すぐに対応してほしい。

事務局（荻谷課長）（回答）

すでに各課で個別の計画があり、後付けみたいになるため早急に策定することは考えていない、指針もある意味後付けであり、まずは分野ごとに検討し、整理してから指針の見直しも含めて策定したほうが効率的ではないか。ここで策定しても、現在実施している事業を並べるだけである。また他自治体の基本計画を見ても、指針と比較してほとんど内容的には変わらない。指針の肉付けするだけのものになってしまうため、早急に策定する意味はないと感じている。

吉田委員長（意見）

施策が下から立ち上がるのは当然、何もなしのところから計画ができあがるわけではない。

事務局（荻谷課長）（回答）

指針が非常に具体的に述べられているし、個別の計画がしっかりできているため、早急の対応は必要ない。基本計画を策定しないとは言っていない、指針の見直しの段階で策定

すればよいと考えている。

基本計画の策定は横浜、川崎だけと聞いているが内容は指針と変わらない。

工藤副委員長（意見）

横浜市は改定中であり、川崎市も見直している。さらに川崎は外国人や子ども等個別の条例も策定中である。相模原市や藤沢市もつくる予定であり、策定の時期は検討してほしいが、基本計画を策定するという方針はしっかり決めておくべきである。

三宮委員（意見）

指針があつて、計画が策定され、事業が実施されるというサイクルである。現在実行されている計画の再計画のあとで計画策定をしていると常に後追いをすることとなってしまう。指針を反映した計画を検討してほしいという主旨ではないか。

高齢者や障がい者の計画にしても人権を考慮していない計画ではないと解釈しているが人権という観点から積極的に構築されているかという疑問がある。運用面において、もっと人権を積極的に考慮した運営をされることが大事な視点であると思う。

高齢者虐待や子どもの虐待という問題があつた場合、人権の面からとらえているのか、子どもの福祉からとらえているのかでだいぶ認識は変わる。

吉田委員長（意見）

基本計画に対しての認識が噛み合っていないと思われる。どのように統括し、立案し働きかけていくかという計画を私たちはイメージしている。事務局は委員会で述べられている基本計画を各課がもつ基本計画としてとらえている。

工藤副委員長（意見）

今の取り組み状況はわかっているが、今後どうするのか、指針をもとに取り入れて、人権・男女共同参画課がコントロールタワーとして、第1段階として動いてほしい。

議題（3）子どもの人権に関する所管課の取り組みについて

事務局（子育て政策課長）（資料3-1をもとに説明）

資料2のNo86、87、94、になる。資料3-1の3枚目が小田原市児童相談体制及び小田原市要保護児童対策地域協議会機関関係図の児童相談について説明させていただく。

子育てに対する相談は市役所で請け負っている。不登校、家庭内暴力などいろいろな相談があり、相談内容ごとに各所管がある。例えば養護相談については、子育て政策課と健康づくり課で担当している。保健相談については、健康づくり課と障がい福祉課で対応し

ている。所管が重なっている部分もあるが、このような区分けとなっている。市民にとっては、どの相談がどこの所管なのかということ把握するのは難しいことなので、子ども政策課子ども相談係で対応している。そこから適切な所管へつないでいる。

子育て政策課としては養護相談が一番多いが、平成 23 年度でいうと養護相談が 184 件、合計が 295 件である。次に多いのが育成相談となっている。障がい相談は障がい福祉課で受けている相談となる。養護相談のうち児童虐待に係る相談が 137 件である。

この児童虐待相談の内訳をさらに細かく説明すると、通告も含めて相談件数としてカウントしているが、虐待には身体的虐待、ネグレクト、心理的虐待、性的虐待の 4 種類がある。内容については資料の 5 枚目を参照していただきたい。一番多いのがネグレクトであり、次に心理的虐待が多い。これはあくまでも小田原市で相談を受けたものであり、その他、県の小田原児童相談所で受けたものもある。

年齢別件数では乳幼児が多い。虐待者別件数では実の父母、虐待原因は親の未成熟、育児能力の無さが多い。

相談を受ける経路については様々で、保育所、学校、家族、そして近隣、知人が件数としては一番多い。家族構成別件数としては母子家庭が多い。

相談を受けた後の解決については関係機関へつないでいたり、子育て政策課の職員が定期的に見守りをしたり、親の相談を受けたりしてフォローをしている。

要保護児童対策地域協議会については、保護を必要とする児童の対処については 1 つの組織では対応が難しい。関係機関がいくつかあり、お互いに情報交換、情報共有をして連携をはかっている。このような協議会は努力義務ではあるが、自治体が設置することとなっており、小田原市では平成 17 年からあり、事務局をやっている。

虐待相談があるとすぐに受理会議を開き、関係機関に調査をして、身の安全の確認をおこない、48 時間以内に対応するルールとなっている。支援が必要であれば、支援、連絡調整、母子家庭生活支援事業などで対応している。処遇会議では毎月実施し、体制の確認をし、今後の方針につなげている。

要保護児童対策地域協議会は関係機関との連携が要保護児童には有効である。連携をしていく上では情報共有化が必要であり一緒に協議していく必要がある。守秘義務を決めることでその中で情報交換ができていく。3 つの管理形式をもっており代表者会議、実務担当者会議、援助活動チームがある。要保護児童の核となっている。民生委員・児童委員にも加わってもらい地域で見守りを行ってもらっている。

一時保護や施設の入所、里親は児童相談所でやってもらっている。

子育て支援センターは4か所あり、子育てを行う母親の総合支援、仲間づくり、相談受付を行っている。昨年10月に「おだぴよ」が開設され、川東、川西にそれぞれ2か所ある。また、民生委員・児童委員により、地域で月1、2回子育て広場を開いてもらっている。孤立の多いお母さん方の支援をしている。

事務局（青少年課青少年相談係長）（資料3-2をもとに説明）

青少年相談センターの相談状況についてであるが、相談の仕方は面接指導、電話相談、継続指導がある。平成23年度の相談受理件数、相談経路は資料3-2のとおり、その他のうち、学校は3件、民生委員が1件である。

平成22年度に子ども若者育成支援推進法が制定され、青少年の相談は20代までであったものが30代まで対象者がひろがった。30代は3、4件相談が家族からあった。

平成23年度青少年相談内容別状況のぐ犯・不良行為では不良交友が多く、身上問題では家族関係19件、学校生活が22件であり、中学生が多かった。平成24年度は9月末現在で99件となっている。今年度は傾向が変わり、中学生26件、高校生36件となっており、学業・進路・家族の悩みが増えている。

事務局（教育指導課指導主事）（資料2をもとに説明）

No2、3、4、35、53、58、89、90、91、92、98、99、136、148について説明

（No90についての捕捉説明）

7月に滋賀県での事件を受けて、市独自の調査、いじめ防止の啓発、リーフレット・ポスターの作成をし、いじめは「しない」「させない」「許さない」というスローガンのもと展開しているところである。

いじめの加害者については、担任教員、養護教諭の先生、カウンセラーなどで聞き取りをし、家庭との連携を含め確認をし、加害生徒が被害生徒に謝罪をすとか、冷却期間をおくなど、それぞれの事案に対して適切な指導を行っている。

廣井委員（質問）

資料3-1で虐待要因として未成熟の中で育児能力がないとのことである。親になれば普通能力が身につくものであると思うが、育児能力がないとはどういうことなのか、事例をあげてほしい。もう1つは指針に乳児家庭全戸訪問とあるが、資料では取り上げられていないが、どの程度進んでいるのか。

事務局（秋澤子育て政策課副課長）（回答）

両親が未成年で望まない中での出産により、子育ての準備もできていないまま子育てを

している。健康づくり課での事例だと、母乳のやり方がわかっていない、親も教えていないという事例があり、最近増えている。

事務局（子育て政策課長）（回答）

新生児家庭全戸訪問については2年前からやっている。96, 7%訪問している。拒否される方もいる。初めて出産した母親が多いが、行政がここまでサポートできるということを情報として提供している。出産後4か月以内に訪問し、1、2時間話しをしてくるが、訪問員が状況を見て虐待に近いようであれば話しを進めるが、幸い今のところ虐待の話はない。1、2時間の間で訪問員と母親との間で様々な相談ができ非常に良い事業であると感じている。

養育支援家庭訪問事業というのがあるが、未熟な母親に対し、例えば、母子家庭で母親が怪我をしたとき、家事をするヘルパーを派遣するなどのメニューがある。

三浦委員（説明）

虐待の相談について、昨年度、小田原市内の児相では178件、児相管内は2市8町となっており301件あった。市で対応できないところが178件になる。実際、要保護児童対策地域協議会は各自治体で作ることになっており、主体は自治体であり、相談は市町村を経由してくるケースが多い。軽いケースでも児相に直接相談にくることもあるが、基本はまず市町村で受けるという考えである。

吉田委員長（質問）

小田原市の137件と児相の178件は重複しているのがあるのか。

三浦委員（回答）

そのとおり

畠山委員（質問）

人権指針では「子ども人権」の中で不登校、いじめに初期段階で対応できるよう、児童相談員の配置やスクールカウンセラーの派遣とあるが、配置人数に基準があって満たしているのか、それとも満たしているがもっと増やしていくのか。十分対応できているのか。

事務局（子育て政策課長）（回答）

児童相談員の配置は、平成 17 年度から市が扱っており、浸透してきたこともあり、年々件数が増加している。現在は嘱託員 1 名を配置しており、所管としては増やしていきたい。正規職員は 3 名おり十分であるが、児童相談員は他の自治体と比較すると小田原市は少ないため予算要求をしているが、生活保護などで人員不足ということでなかなか要求が通らない状況ではなる。

畠山委員（質問）

児童相談員に配置基準はあるのか

事務局（子育て政策課長）（回答）

配置基準はない

畠山委員（質問）

指針にもあるのだから、退職した人などを使い、要求していくべきである。

事務局（子育て政策課長）（回答）

指針を利用して要求している。

三浦委員（意見）

児相からもお願いしたい。他の自治体も正規職員でやっているところはなく、みな嘱託員で対応している。

畠山委員（質問）

カウンセラーはスクールカウンセラーのことか、ほかのカウンセラーとかあるのか

事務局（教育指導課指導主事）（回答）

県費スクールカウンセラーは各中学校 11 校で配置しており、小学校にも出向いてカウンセリングしている。市費独自ではハートカウンセラーを小学校 6 校に非常勤であるが配置しており、増員をはかろうとしている。スクールカウンセラーについては資格を持っており、ハートカウンセラーは有資格ではないが子どもたちのケアにあたっている。

畠山委員（意見）

子どもたちのニーズに対し中学校区などを巡回するなど、ただ座って待っているだけで

はいけないのでは。

工藤副委員長（質問）

2年前に国府津中学校で起きた傷害事件は、刺した子がいじめられていた子で、刺された子がいじめていた子であり、日ごろ、民族問題でいじめがあった。教育委員会でも取り組んでいたと思うが、現在は子どもたちにどういう教育をしているのか、地域に対してどういうことをやっているのか、担当が教育委員会だけなのか、社会教育含めて市役所全体でどう取り組んでいるのか教えてほしい。

事務局（教育指導課指導主事）（回答）

学校で子どもたちへの啓発、アンケート調査をし、先生方の指導も含めて、子どもたちの生徒会活動の取組みにおいても、二度とこのようなことがないように継続しているところである。当時は、保護者会等での周知をはかったが、地域までとなると把握していない。

その子たちが現在3年生になっており、だいぶ落ち着いている。先日も元気にあいさつをしたり、先生方も努力する中でより良い方向に向かっていると感じている。

工藤副委員長（質問）

教育委員会だけでやっているのか。

事務局（教育指導課指導主事）（回答）

教育委員会以外のところでの取り組みについては承知していない。

工藤副委員長（質問）

もう少し市全体として取り上げていただいて、なぜこのような言葉をはくのか原因があるわけだから、不幸な事件ではあるが、これを機にいつも言っているのだが市全体としてやる必要があるのでは。

廣井委員（質問）

指針の「子育て環境の充実」の中で「ファミリー・サポート・センター」の充実というのがあり、内容も書かれている。相関図の中にも「ファミリー・サポート・センター」というのがあるが、小田原市に具体的にどのくらい手をあげている人がいるのか。

事務局（子育て政策課長）（回答）

「ファミリー・サポート・センター事業」というが、子どもを預かる仕事メインで、保育園に預けているが、保育園のお迎えに間に合わない時に、近所の人をお願いをして、もう1時間だけ預かってもらうなど、地域の人が助け合って、子どもを支援する側とされ

る側で会員登録をして、30分350円と有料であるが、お互いに助け合おうとするものである。市内の会員登録数は2,000名いる。助けてほしいという母親が1,500名、支援してもいいという会員が500名いる。件数は年間4,000～5,000件ぐらいある。

指針の「ファミリー・サポート・センター」という充実については、一部実施しており、今年の3月から出産後3か月以降を対象というのはそのまま残っているが、産前産後の母親の支援をしていこうということで対象を広げた。

二見委員（質問）

青少年相談について、継続指導についてはセンターではどのような対応をしているのか。

事務局（青少年課青少年相談係長）（回答）

継続指導に該当する方は、昨年は1件だけであった。発達障がいの方で、相談員が1年生のころからずっと見ていた。母親も多少そういうところもあり、小学校と連携しながら進めてきた。学校に行きづらくなる時もあり、訪問したりして、相談員と良好な関係が築けていたこともあり、定期的に声掛けをしてきた。その子も今年中学生となった。

二見委員（質問）

相談事業をやっているが、圧倒的にリピーターが多い、今のお話だと全く件数が少ないが、問題が1回で解決するということはないと思うが。

事務局（青少年課青少年相談係長）（回答）

基本的には延べ件数にしており、非行の問題で何回かやりとりしている人もいるが、相談センターで継続扱いにしているのがこの1件である。

議題（4）その他

事務局（荻谷課長）（説明）

日程について、次回は第4回となるが、1月25日と28日で考えているが、みなさんの予定を伺いたい。

（28日午後で決定）

事務局（荻谷課長）（質問）

今回は持ち帰って、次回回答するものはないように思えるが、次回は取りまとめということでよいのか。話しつくせなかったことなど、何か持ち帰って検討してもらい、次回、所管に出席してもらうようなことはあるのか。あと、次回の内容をどうするのか検討してほしい。

吉田委員長（回答）

以前、相談した時は、今回回答が出なかったものは次回に回答し、その上で取りまとめとっていたが。

畠山委員（質問）

取りまとめとは何をやるのか。

事務局（荻谷課長）（質問）

1回から3回までの委員会で、推進体制、女性の人権、子どもの人権についてご意見をいただいた、来年以降は障がい者と高齢者の人権を取り上げていくが、3点でとりまとめを考えている。

吉田委員長（説明）

この委員会として取りまとめをするのは筋だと思う。もう少し資料に目をおし質問したいことはあるのか。

畠山委員（質問）

庁内会議はいつやるのか、その庁内会議で今までの委員会の結論を述べるべきではないか。委員会で取りまとめるだけでそれっきりでは意味がない。

事務局（荻谷課長）（回答）

個々の女性の人権や子どもの人権など報告するということはできる。取りまとめたものについては、理事者も含めて報告すべきものは報告する予定である。その後、年度当初ぐらいに庁内会議で報告することはできる。

全庁的に人権施策に取り組んでいくには、最低でも年1回は、庁内会議（連絡会）は委員会の報告も含めて開催したいと思っている。

男女共同参画については、推進協議会ということで副市長が委員長となり組織を持っている。毎年5月ごろ年1回必ず開催し、庁内会議に対しては情報の共有を取り組みの周知ということで開催している。

吉田委員長（質問）

人権指針の推進体制について、女性の人権について、子どもの人権についてどのような議論がなされたのかを取りまとめ、原案をつくり、次回検討していただく。それを庁内会議にもっていくということで進めたいと思うがいかがか。

畠山委員（質問）

今回はまとめだけをやるということか、もったいないと思うが、次の分野（高齢者または障がい者）を取り上げてまとめでもいいのでは。

吉田委員長（質問）

予定をつめて実施できるか。

事務局（荻谷課長）（回答）

高齢者と障がい者どちらか一方ということならのは可能である。所管に確認の必要はある。取りまとめについては事務局で作成する。

工藤副委員長（意見）

今までのものは今までのものとして取りまとめ、次の課題に取り組むということではないか。

事務局（荻谷課長）（回答）

所管には最初から委員会に入ってもらう必要はないか。

工藤副委員長（意見）

雰囲気を知る意味では必要では。

事務局（荻谷課長）（回答）

取りまとめにそれほど時間がかからなければ最初から入っていただくことも考えられるが、いずれにしてもあわせて所管に確認する。

畠山委員（意見）

「インターネットなどのなりすましが小田原で起きたらどうする」とかを検討するのが、この委員会の仕事であって、資料2のような内容を1つ1つチェックするのが我々の仕事ではないような気がする。

吉田委員長（質問）

どういう施策に取り組んでいるのかを把握する必要があるが、この委員会の進め方については検討課題であると思う。例えば今日の課題の場合、知りたかったところとかあるのか。

畠山委員（意見）

事実を把握できるだけで、他市と比較してどうなのかなどか。

事務局（荻谷課長）（回答）

説明の時間が長く、議論する時間がとれていないと感じている。資料2のような小田原市の取り組みはお知らせする必要がある。何か進め方にご意見があればいただきたい。

畠山委員（意見）

いじめは他市と比べて多いのか。これは教育委員会の問題であって、この委員会で何をすべきなのかは自分も悩んでいる。ただ、資料2のような内容を1つ1つチェックするのはどうかと思う。

吉田委員長（意見）

報告の必要性はあると思う。

畠山委員（意見）

それは理解できる。

事務局（荻谷課長）（回答）

先ほど工藤副委員長からいじめについて話しがあったが、委員会の中で共通の課題として何かあれば出してほしい。そのほうが皆さんがこの委員会に出席してくる意味があるのではないか。

畠山委員（意見）

人権の目で見なければならぬし、人権から見て問題があるかどうかはこれでは見つけられない。

三宮委員（意見）

先ほどインターネットの話が出たが、大津市教育委員会の例をあげると学校内におけるいじめの問題について、教育委員会や子育て政策課などそれぞれが全市的にどう取り扱っていて、その取扱いが人権の目から見て良いのか悪いのか、この委員会でどういう提言をしていくのか、高齢者介護の問題でいうと、虐待の問題はいろいろと議論されているが、地域包括支援センターや市でどう対処しているのか、高齢者の人権から見てそのような対応が適切かどうかを議論するのがこの委員会の役割と思う。

来年の春からは養護施設へ発達障がいの人を専門に入所できる施設が小田原市内に開設するということだが、障がい福祉課の担当のようであり、家庭から最後は児相を通じて、養護施設まで行くわけであり、家庭でどのようなことをやっていたのかを教えてもらい、こんな方法もあるというのがこの委員会の役割かと思うが。

吉田委員長（質問）

トピックを絞って具体的な話しをという解釈でよいのか。

工藤副委員長（意見）

色々なやり方があると思うが、あるところでは当事者団体に何が問題になっているのかを聞くということをしているところもある。また、このスタイルで人権性があるかどうかを全部点検して各委員に割り振るという方法もある。相当勉強する必要はあるが。もし当事者ということであれば、高齢者の関係で誰か呼ぶ必要があり、そこで何が問題になっているのかを把握する方法がある。

吉田委員長（質問）

団体に参加してもらい、現場での問題点を取り上げてもらうということか。

工藤副委員長（意見）

このあいだ自分も呼ばれていったが行ったが、団体は何をやっているのかを話してくれと言われた。

二見委員（意見）

障がい者の問題を割り振られても対応できない。虐待に関する事案はあるかと尋ねてもなかなか上がってこない。割り振られても、「こういう問題があった」と答えるのは非常に難しい。だからといって全部を取り上げてもしようがない。

工藤副委員長（意見）

指針を作った時に何をやるのかいつも議論になる。行政で徹底的に進行管理をしてもらい、職員研修が大事だし人権教育をどうするのか、市民に対してどう教育するのか、漠然とはいえるが、具体的にはどうするかは難しい。

畠山委員（意見）

子育て政策課で今のようなことをやるとなると相当な負担になるのではないか。

事務局（子育て政策課長）（回答）

こちらとしては受けて立つという感じである。予算がそれで行くのであれば。いまお話しを聞いていて「子育て」でやってほしいと思った。この委員会は範囲が広いが、今年の子育てだけに絞ってとか。

吉田委員長（質問）

1回目は一般報告として、2回目はどなたに来ていただくか、どの課にするか、どの NGO にするのが難しいが、1つの考えかもしれない。

次回は取りまとめをやって、高齢者の課題を取り上げ、時間が残ったらそれ以降の進め方について議論していただくということでいかがか。

（委員賛同）

吉田委員長（意見）

次回は1月28日で、原案を2人（委員長、副委員長）にいただけるということで。

工藤副委員長（意見）

全員でいいのでは。

（原案は全員に照会、次回は「高齢者の人権」を取り上げるということで賛同）

以上